

構造計算適合性判定業務の取り組みについて

(財)日本建築センター構造判定部

1. 適確な審査の実施

当センターでは、これまで、利用される皆様が安心できる信頼性の高いサービスの提供に努めてまいりましたが、本業務につきましても、制度の趣旨に基づき過不足のない迅速な審査を実施しております。

2. 業務地域・業務範囲

- ・当センターは、現在 37 都府県から機関指定を受けて本業務を実施しています。対象建築物は都府県によって異なりますので、詳細は当センターホームページをご覧ください。

(http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/sphere/area.html)

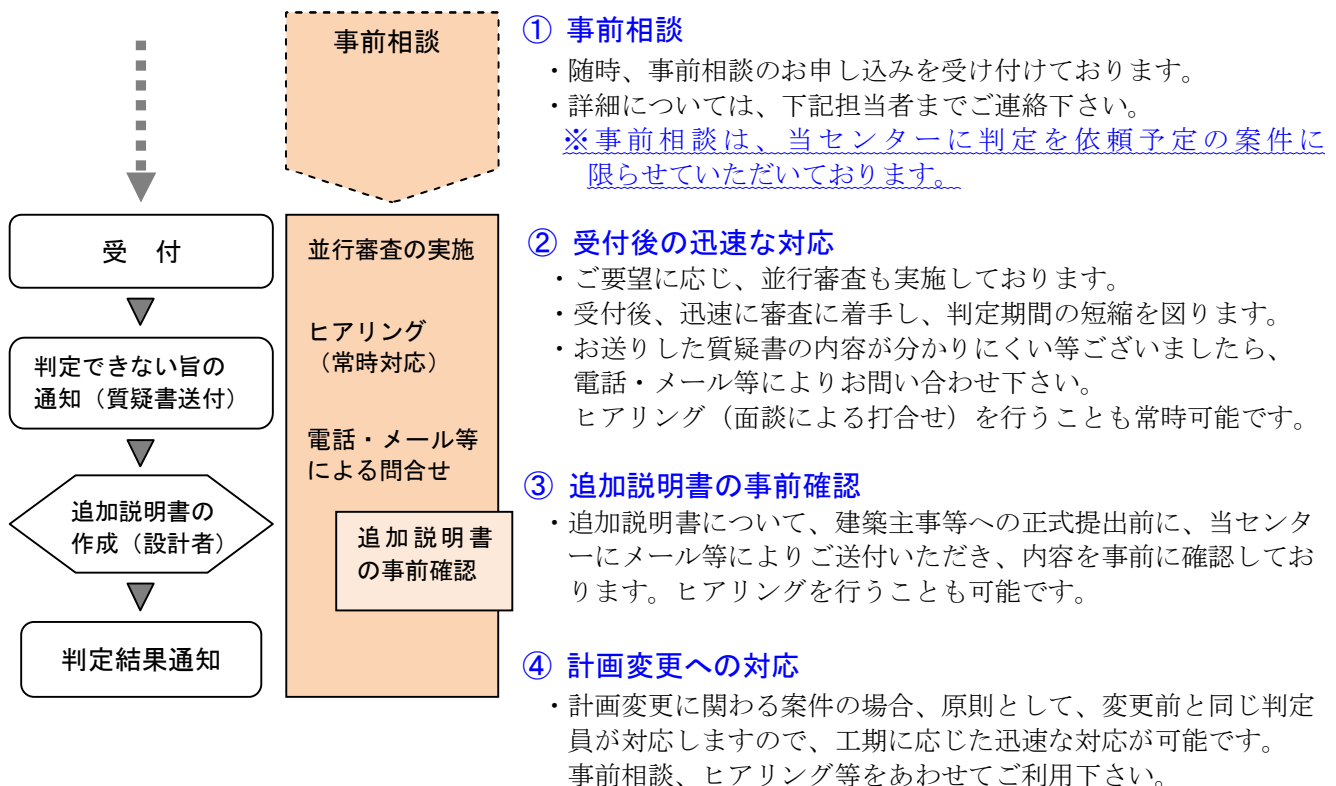
- ・業務の開始直後は、判定員が不足する地方圏での対応に配慮することが要請されていたため、首都圏よりも地方圏に重点を置いて業務を実施することとしました。しかし、その後、地方圏においても地元の判定機関が整備されてきたことから、現在では首都圏においても積極的に業務を進めています。

東京都、埼玉県、神奈川県、栃木県、山梨県等、13 都県では全ての建築物（面積に関わらず、小規模なものも含む）が判定対象です。

- ・ご依頼があれば、技術的助言に示されたケース等について、任意の判定業務を行います。

3. 構造計算適合性判定の円滑化のための取り組み

当センターは、多数の常勤判定員を配置しており、設計者との直接対応が常時可能です。この特徴を活かし、「円滑かつ迅速な判定」を行うために、以下の取り組みを実施しており、お客様のスケジュールを重視した業務を行っております。



※事前相談、ヒアリング等のご依頼は下記担当者までご連絡下さい。

構造判定部 構造判定課 (担当：青木 または 赤坂)

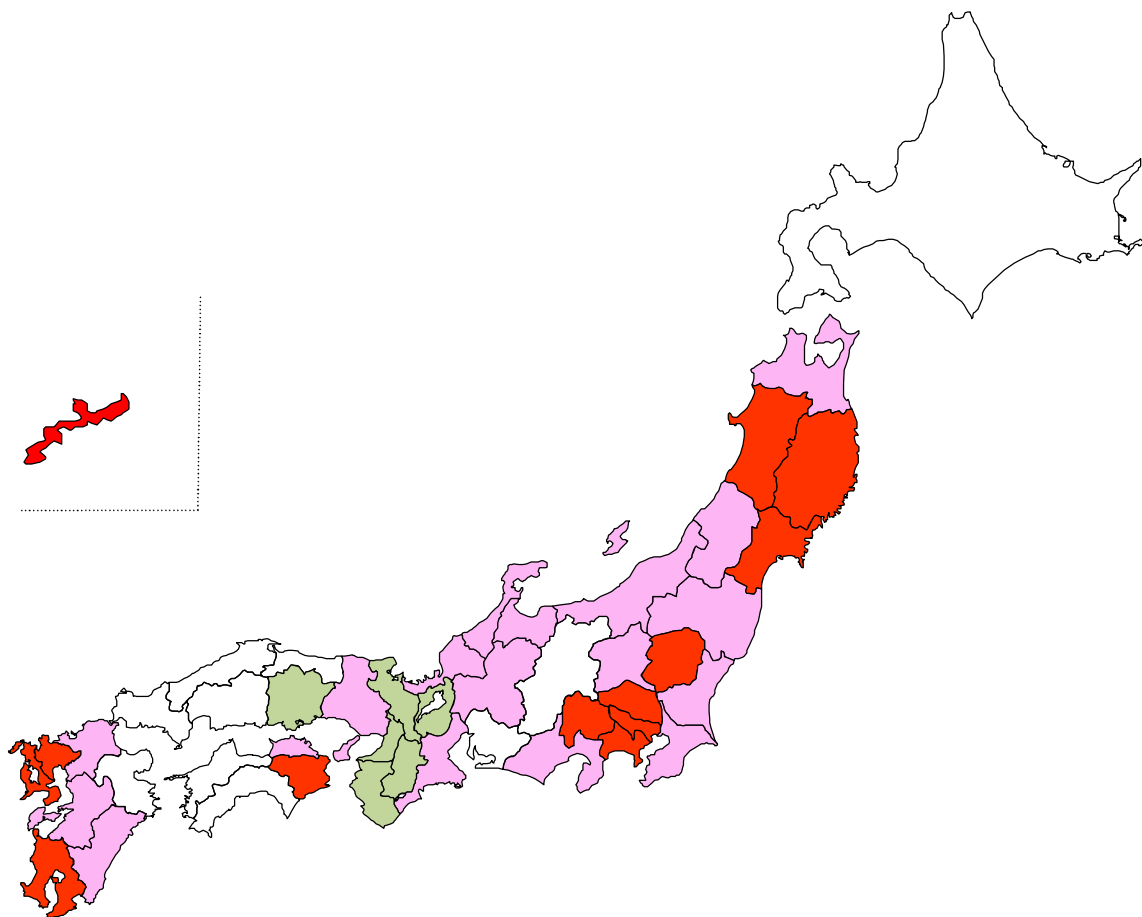
TEL : 03-5283-0475 E-mail : hantei@bcj.or.jp

■都府県ごとの業務範囲 【平成24年4月1日現在】

当センターの業務対象建築物は地域によって異なります。

詳細は当センターのホームページをご覧ください。

http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/sphere/area.html



- …判定を要する全ての建築物 13 都県
 (面積に関わらず、小規模なものも含む)

- …対象建築物を特定①
 大規模建築物、高度な計算を行った建築物、その他 18 県

- …対象建築物を特定②
 他の判定機関が確認機関として建築確認を行う建築物のみ 6 府県

- …対象外